

介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

☎介護保険料……………本所長寿介護課 ☎内線183または各地域庁舎市民福祉課へ
 国民健康保険税……………本所課税課 ☎内線205
 後期高齢者医療保険料…本所国保年金課 ☎内線126または各地域庁舎市民福祉課へ

- 4月以降に受給する年金からの仮徴収(差引き)が始まります -

次に該当する方は、4月に平成28年度保険料(税)の仮徴収が始まります。今回お送りする通知書に記載されている保険料(税)額は、平成27年度の状況を基に計算した仮の保険料(税)額です。確定保険料(税)額については7月に改めてお知らせします。また、6月以降に新たに年金からの差引きが始まる方については、年金受給前にお知らせします。

※現在、既に年金から差し引かれている方は…

仮徴収額決定の通知書は送付しませんが、引き続き、仮徴収として、原則2月に差し引かれた額と同額を4月・6月・8月に支給される年金から差し引きます。

■ 4月に新たに仮徴収が始まる方

《介護保険料》

65歳以上の方

昭和25年4月3日～10月2日生まれで、新たに年金からの差引きの対象となった方
 →4月上旬に仮徴収額決定通知書をお送りします

《国民健康保険税》

65歳以上75歳未満の方

世帯主が昭和25年4月3日～10月2日生まれで、新たに年金からの差引きの対象世帯となった方
 →2月中旬に仮徴収額決定通知書をお送りしています

《後期高齢者医療保険料》

原則75歳以上の方

平成27年6月1日～10月2日に後期高齢者医療制度に加入し、新たに年金からの差引きの対象となった方
 →4月上旬に仮徴収額決定通知書をお送りします

■ 年金からの差引きの対象となる方

条件	介護	国保	後期
①差引きの対象となる年金の額が年額18万円以上である	①と②の両方に該当する方	①～⑤の全てに該当する方	①～③の全てに該当する方
②差引きの対象となる年金が借入れ等の担保になっていない			
③国民健康保険税または後期高齢者医療保険料のどちらか、介護保険料を足した額が、年金額の半分よりも少ない			
④世帯主が国民健康保険の被保険者である			
⑤世帯内の国民健康保険被保険者の方全員が65歳以上75歳未満である			

■ 年金からの差引きが始まる時期

介護保険料・国民健康保険税 (生年月日)	後期高齢者医療保険料 (後期高齢者医療制度に加入した日)	年金からの差引きが始まる時期
昭和25年4月3日～10月2日生まれ	平成27年6月1日～10月2日	平成28年4月
昭和25年10月3日～12月2日生まれ	平成27年10月3日～12月2日	// 6月
昭和25年12月3日～昭和26年2月2日生まれ	平成27年12月3日～平成28年2月2日	// 8月

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、年金からの差引きから「口座振替」による支払いに変更することができます。希望する方はお問い合わせく

ださい。介護保険料は、年金からの差引きになった場合は、他の支払い方法に変更することができませんのでご了承ください。

病児保育の利用対象を小学6年生まで拡大します

☎本所子育て推進課 ☎内線180または三井病院 ☎22 - 3290へ

病児保育は、病気やその回復期の子供を保護者が仕事や冠婚葬祭等の理由によって、家庭で見ることができない場合に、看護師・保育士がいる施設で一時的にお預かりするものです。これまで、利用対象は小学3年生までとじていましたが、4月に6年生まで拡大します。4年生以上の児童が利用する場合は、改めて登録が必要です。詳しくはお問い合わせください。

■実施施設 同院内カトレアキッズルーム

■受入時間 午前8時～午後6時（日曜日、祝日、年末年始を除く）

☎対生後2か月～小学6年生

☎費1日2,000円（給食が必要な場合は別途1食300円）

☎他同院の電話受付の時間は午前8時～午後5時30分（木曜・土曜日の午後、日曜日、祝日は除く）です

健診

問診の内容が一部変更されます

☎高齢者交流センター ☎29 - 4180

介護保険制度改正に伴い、これまで65歳以上の方を対象に行っていた、特定健診や人間ドック、個別健診での「介護予防のための健康チェック票」による問診を今年度は実施しません。また、介護保険被保険者証の提示も必要ありません。

健康保険

紹介状なしで特定機能病院等を受診した際は

定額負担が必要です

☎本所国保年金課 ☎内線178

高度医療を提供する特定機能病院や、一般病床500床以上の地域医療支援病院を、紹介状なしで受診した場合の定額負担が、4月に義務化されます。

■負担額 初診…5,000円（歯科3,000円）以上 再診…2,500円（歯科1,500円）以上

☎他病院によって定額負担の導入時期が異なります。荘内病院の導入時期は、決まり次第お知らせします

健康



平成28年度の特定健診・特定保健指導が始まります

▼特定健診 来年3月末までに40歳以上となる市国民健康保険（市国保）及び後期高齢者医療保険の加入者へ受診券を送付しています。ただし、かかりつけ医での受診を希望した後期高齢者医療保険加入者には5月末に送付します。受診する際は受診券と保険証が必要です。別途質問票や人間ドック受診券が送付されている方は併せてお持ちください。かかりつけ医で受診する場合は6月～9月です。5月1日以降に市国保に加入する方で、特定健診を希望する場合は事前にお問い合わせください

▼特定保健指導 市国保加入者で特定健診の結果、生活習慣の改善等の必要がある方に対し、健診実施機関または本市から特定保健指導の案内を送付します。保健師や管理栄養士が専門的に適切なアドバイスを行います。自己負担はありません

▼共通 ☎健康課（にこふる） ☎内線366、本所国保年金課 ☎内線125または各地域庁舎市民福祉課へ

妊婦健診への助成 超音波検査も対象となります

これまでの妊婦健康診査の項目に加え、超音波検査（上限4回）費用の一部を助成します。

☎4月1日以降に妊娠届を提出する方 ☎健康課 ☎内線372または各地域庁舎市民福祉課へ ☎他妊娠届提出の際に受診票を交付します

B型肝炎ワクチン（小児）が定期予防接種となります

10月からB型肝炎ワクチン（小児）を定期予防接種として実施します。☎平成28年4月1日以降に生まれる子供 ☎健康課 ☎内線373 ☎他対象者には9月中に案内を送付します

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種

☎このワクチンを接種したことがなく、今年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方（60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方（身体障害者手帳1級）も対象） ☎助成額 4,000円 ☎健康課 ☎内線374または各地域庁舎市民福祉課へ ☎他対象者には予診票を送付します。生活保護世帯、市民税非課税世帯の方には減免制度あり（事前申請必要）

平日は忙しくて時間が取れない方等に 日曜日がん検診

☎平日は忙しくて時間が取れない方等に ☎日曜日がん検診 ☎5月29日☎、☎7月3日☎、☎9月4日☎午前7時30分～9時 ☎場荘内地区健康管理センター ☎本市に住民登録がある40歳以上の方で職場のがん検診がない方各日先着20人 ☎因胃がん・大腸がん・肺がん検診（原則全て

受診) 費1、700円 申①4月18日②まで、②5月23日③まで、③7月25日④まで、健康課(にこふる) ☎内線366または各地域庁舎市民福祉課へ 他生活保護世帯、市民税非課税世帯の方には減免制度あり(事前申請必要)

福祉



高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を支給します

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者(昨年1月1日現在、本市に住民登録のあった方で、27年度市民税(均等割)が課税されていない方(市民税が課税されている方に扶養されている方、生活保護を受けている方を除く)で、来年3月末までに65歳以上となる方 支給額 支給対象者1人につき3万円 支給時期 6月以降 申請期間 4月25日①〜7月25日② 申請方法 4月下旬に、仮判定で支給対象となった方へ申請書を郵送します。同封の返信用封筒に入れて返送してください 給付金詐欺にご注意ください 市や厚生労働省の職員が、銀行やコンビニエンスストア等の現金自動預け払い機の操作や手数料の振り込み等をお願いすることはありません 国本所臨時福祉給付金事務室 ☎25・2290または各地域庁舎市民福祉課へ 他27年度臨時福祉給付金を本市以外の市区町村から支給された方には、その市区町村が支給し

ます

はり・きゅう・マッサージ等施術費の一部助成

対満70歳以上の方 因市と協定している、はり・きゅう・マッサージ師等から受けた施術1回につき1,000円の助成券を交付(年6枚、10月以降の申請については年3枚) 国年齢を証明できるもの(保険証・免許証等)、印鑑 申本所長寿介護課 ☎内線193 または各地域庁舎市民福祉課へ 他鶴岡地域では各地区コミュニティセンターでも受け付けます(学区コミュニティセンターを除く)

日常生活用具を給付します

▼火災警報機・自動消火器 対65歳以上で市民税非課税の、避難が著しく困難なひとり暮らし高齢者等(要介護2以上または認知症自立度Ⅱa以上) ▼電磁調理器 対65歳以上で市民税非課税の、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等(要支援2以上) ▼共通 国各地域包括支援センター、本所長寿介護課 ☎内線193 または各地域庁舎市民福祉課へ

リフト付タクシーを利用する方へ助成券を交付します

対市内在住の、65歳以上で市民税非課税の方または40歳〜64歳で要介護認定を受けている市民税非課税の方で、通院等の際に車椅子やストレッチャー専

用タクシーの利用が不可欠な方 内医療機関への通院や入退院のため、リフト付タクシーを利用する場合に、1枚当たり初乗り運賃相当額のサービス券を月4枚、年間48枚を限度に交付 国印鑑 申各地域包括支援センター、本所長寿介護課 ☎内線193 または各地域庁舎市民福祉課へ

認知症高齢者等見守りサービス事業

在宅で介護している家族が外出するときや介護疲れで休息したいとき等に、見守り支援員が訪問し、認知症高齢者等の見守りや話し相手等を行います。

対市内在住の認知症高齢者等(65歳以上の方または40歳〜64歳の要介護認定を受けている方)で日常生活自立度がⅡa以上の方 対1か月当たり80時間まで 費1時間200円(生活保護世帯は無料。利用料は利用時間帯によって割増しになります) 申各地域包括支援センター・居宅介護支援センター、本所長寿介護課 ☎内線193 または各地域庁舎市民福祉課へ 他事前に担当のケアマネジャーにご相談ください

障害者手帳の交付

障害の内容、程度に応じて各手帳が交付されます。交付申請を受け付けていますのでご相談ください。

▼身体障害者手帳 対手・足・目・耳・言語・そしゃく機能・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・小腸・直腸・肝臓・免疫等の身体機能に障害がある方

▼療育手帳 対発達期に知的機能の障害がみられ、日常生活に制限のある方 ▼精神障害者保健福祉手帳 対精神の疾患があり、日常生活に制限のある方 ▼共通 国本所福祉課 ☎内線136 または各地域庁舎市民福祉課へ 他既に手帳をお持ちの方で、手帳に記載されている住所と現住所が異なる方は「居住地変更届」が必要です。手帳と印鑑、マイナンバーカードまたは通知カードをお持ちの上、届出をしてください

年金・医療



国民年金からのお知らせ

▼平成28年度の国民年金保険料が変更されました 4月分以降の保険料は月額1万6,260円です(年間保険料は19万5,120円)

▼保険料の前納制度について 保険料1年分を一括で5月2日①までに納付すると割引になります。納付書で納付する場合の納付額は19万1,660円(3、460円割引)、口座振替で納付する場合は納付額は19万1,030円(4、090円割引)です(6か月分の前納もできます)

▼当月口座振替(早割制度)もお得です その月の保険料をその月の末日に口座振替で納付すると、月額50円割引され、保険料は1万6,210円になります。なお、前納・早割制度を利用した方が、会社等に勤めた場合や、死亡した場合等、国民年金の被保険者の

資格を喪失したときは、資格を喪失した月以降の保険料が還付されます
 鶴岡年金事務所 ☎ 23・5040、本所国保年金課 ☎ 内線 113 または各地域庁舎市民福祉課へ

助成額が引き上げられます 特定不妊治療への助成

本市では山形県の治療費助成を受け方に対し、治療費の一部を県の助成額に上乗せして助成します。今年度から、初回の申請に限り助成額の上限は15万円です。男性の不妊治療費への助成もあります。

健康課 ☎ 内線 373

税・生活



確定申告や市・県民税申告がお済みでない方へ

申告が済んでいないと、所得・課税証明書を発行できない場合があります。確定申告が必要な方は税務署へ、市・県民税申告が必要な方は本所課税課へ速やかに申告書を提出してください。また、既に確定申告をした方で、計算違いや所得・控除の追加がある方は、税務署にご相談ください。

確定申告：鶴岡税務署 ☎ 22・1400
 市・県民税申告：本所課税課 ☎ 内線 201

固定資産税の縦覧制度・閲覧制度

縦覧制度 固定資産税の納税者は、

自己所有の土地・家屋の価格等と他の土地・家屋の価格等を比較できるように、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を見ることが出来ます
 納税者、納税者の代理人、納税者と同じ世帯の家族

▼閲覧制度 納税義務者は、固定資産課税台帳（名寄帳）を閲覧し、自己の資産について登録された内容を確認できます。借地人・借家人も借用物件について確認できます
 納税義務者、納税義務者と同一世帯の家族、納税代理人、借地人・借家人、これらの代理人等

▼共通 日 4月1日 ☎ 5月31日 ☎

場本所課税課及び各地域庁舎市民福祉課 無料（課税台帳の写しの交付は有料）
 貸免許証等（代理人は委任状、借地人・借家人は契約書等が必要）
 本所課税課 ☎ 内線 207

町内会に加入しましょう

町内会（自治会・住民会等）は、同じ地域に住む人たちが助け合い、安全・安心で明るく住みよい地域を維持していくための大切な組織で、各種自治活動のほか、ごみステーションや防犯灯の管理及び広報の配付等も行っています。

加入手続き等については、お住まいの町内会等へお問い合わせください。また、連絡先などが不明な場合は、本所コミュニティ推進課 ☎ 内線 120 または各地域庁舎総務企画課へお問い合わせください。

浄化槽を設置・交換する方へ

▼合併浄化槽を設置する方への補助
 今年度、鶴岡地域、羽黒地域の対象区域において、合併浄化槽（5人槽〜10人槽）を設置する方に補助金を交付します。その他の地域の対象区域については、本市が設置します

▼合併浄化槽に交換する方への補助
 対象区域において、単独浄化槽・汲み取り便槽を合併浄化槽に交換（新築・建替えは対象外）する方に、山形県浄化槽整備促進事業に基づく補助金を交付します

▼排水設備工事を行う方への補助
 対象区域において、合併浄化槽を設置するに当たり、排水設備工事（既設の汲み取り便所の改造または既設の単独浄化槽の廃止を伴うものに限る）を行う方に補助金の交付または融資あっせん及び利子補給金の交付を行います

▼共通 対象区域 公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水処理計画区域を除く区域
 申 上下水道部下水道課 ☎ 25・5860 他 いずれも予算の上限に達し次第終了します

その他



鶴岡市交通災害共済の請求忘れはありませんか

昨年3月31日までの交通事故に対して、見舞金を請求することができます。対平成26年度同共済に加入した方

請求期間 事故発生日から18か月以内
 本所コミュニティ推進課 ☎ 内線 168 または各地域庁舎総務企画課へ

文化会館改築工事現場見学会

支える、育てる、高める、未来につなぐ、文化の拠点
 日 4月29日 ☎ 午後1時・2時30分（市役所本所集合）
 市内に在住または通勤・通学している小学4年生以上の方各回先着30人（中学生以下は保護者同伴）
 工事概要・進捗状況の説明と現場見学
 中学生以下は帽子等（貸与用のヘルメット・大人用サイズ）の下に着用
 日 4月4日
 25日 ☎ 社会教育課（櫛引庁舎）
 ☎ 57・4867 へ



募集します

鶴岡いきいきまちづくり事業(前期)

市内内の団体が主体的に行う、豊かな自然、歴史、文化等の地域資源を活用し、新たな活力を生み出す地域づくり事業
 補助金額 補助対象経費の3分の2以内（上限は20万円か50万円（特別枠）のどちらか）
 日 4月20日 ☎ まで補助金交付要望書を本所地域振興課 ☎ 内線 585 または各地域庁舎総務企画課へ

農林水産業の6次産業化に取り組んでみませんか 6次産業ファーストステップ推進事業

対市内在住の農林漁業者または農林

漁業者の団体が行う、農林水産物の加工・販売や農業体験等6次産業化につながる先進的な取り組み **■補助金額** 事業費の3分の2以内(上限は個人20万円、団体30万円) **■申** 4月25日⑩まで本所農政企画室☎内線588または各地域庁舎産業課へ **■他** 市HP

農商工観連携・6次産業化相談窓口等をご利用ください

本市では、市内農林漁業者・商工業者等で農商工観連携及び6次産業化に取り組み意欲ある方々の相談に応じサポートするため、「食文化創造都市・鶴岡 農商工観連携・6次産業化相談窓口」を本所農政企画室・商工課、各地域庁舎産業課に設置しています。気軽にご相談ください。

■本所農政企画室内つるかお農商工観連携総合推進協議会☎内線588、本所商工課☎591または各地域庁舎産業課へ **■**6次産業化関連施策等の情報をまとめたガイドブックや、農業者向けの研修会等の情報を配信する「つるかお・アグリメール」(配信登録は随時募集)は市HP

「緑の募金」にご協力を お願いします

5月4日⑩の祝日「みどりの日」は、国民が自然に親しむとともに、その恩恵に感謝し豊かな心を育む日です。4月15日⑤～5月14日⑩は「みどりの月間」として、全国で「緑の募金」活動が実施されます。この募金は、森づく

りや街の緑づくり、学校の緑化活動等に有効に活用されます。市民の皆さんのご協力をお願いします。また、緑化事業を行う団体への交付金制度による助成を予定しています。
■本所農山漁村振興課☎内線559または各地域庁舎産業課へ

松くい虫防除を実施します

庄内海岸林の松枯れ被害を防止するため、下川地区と湯野浜地区で松くい虫の防除作業を実施します。森林所有者及び周辺住民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

■4月下旬～6月中旬：被害木伐採 6月上旬～7月上旬：薬剤散布
■本所農山漁村振興課☎内線559

春の交通安全県民運動が 実施されます

4月6日⑩～15日⑤の10日間、「子どもと高齢者の交通事故防止」等を重点として、「春の交通安全県民運動」が実施されます。

春は歩行者や自転車利用者の行動が活発になり、自動車の交通量も増加します。「いつでも・どこでも安全確認」を心掛け、特に子供や高齢者に対して思いやりのある運転で交通事故防止に努めましょう。

■本所防災安全課☎内線163

「無防備な心に火災がかくれんぼ」 春の火災予防運動を実施します

4月9日⑤～22日⑤の2週間、「住

宅防火対策の推進」等を重点目標に掲げ「春の火災予防運動」を実施します。これからの時期、空気が乾燥し火災が発生しやすくなります。一人ひとりが火災予防に対する意識を持ち、安全で安心して生活できる地域を目指しましょう。また、9日午前10時に消防本部マスコットキャラクター「てんじんくん」が加茂水族館で火災予防啓発を行います。



「誓います 森の安全 火の始末」 山火事注意！ 多発時期です

山火事の原因の多くは、たき火・タバコ・火入れの不始末です。行楽や山菜採りで山林に入るときは、火の取扱いに十分注意し、山火事による山林の損失を防ぎましょう。また、山林への火入れは許可が必要です。実施予定日の7日前までに申請してください。
■本所農山漁村振興課☎内線559または各地域庁舎産業課へ

野焼きは法律で 禁止されています

野焼きとは、廃棄物等を屋外で燃やす行為で、焼却することによって大量の煙や臭いが発生し、近隣の生活環境に支障を来します。違法に焼却すると懲役または罰金が科せられます。

ドラム缶やブロック囲いでの焼却、基準に合わない焼却炉の使用も禁止さ

れています。

農作業中の事故に 注意しましょう

毎年、農作業中の事故が発生しています。次のことに留意し、安全な作業を心掛けましょう。また、万一来備え、労災保険や任意保険に加入しましょう。
▽作業前に安全確認、環境整備を
▽作業に適した服装で
▽点検整備はエンジンを含めて
▽計画的な作業で、適度な休憩を

■本所農政課☎内線573または各地域庁舎産業課へ

春の山菜採りシーズンを迎えます 山菜採りの事故に注意!!

出掛ける前に次のことを確認し、遭難事故に遭わないよう注意しましょう。
▽1人で出掛けない
▽行き先や帰る時間を家族に知らせて出発する
▽携帯電話等の通信手段を確保する
▽道に迷ったらむやみに動き回らない
▽早く出掛けて早く帰る

また、ダニを媒介とする感染症ウイルスへの対策として、山に入る際は長袖を着用するなど肌を露出しない服装を心掛けましょう。

■本所防災安全課☎内線199

ヒナを拾わないでください

春から夏にかけて、巣立ちして間も

税金

市・県民税（普通徴収）、固定資産税、国民健康保険税も
コンビニエンスストアで納付できます

☎本所納税課 ☎内線219

今年度から、軽自動車税のほかに市・県民税（普通徴収）、固定資産税、国民健康保険税もコンビニエンスストアで納付できます。市役所の閉庁日や金融機関等の営業時間外でも、提携している全国のコンビニエンスストアで納付できるので大変便利です。

ただし、下記の納付書は取扱いできませんのでご注意ください。

- ・金額が訂正されているもの
- ・有効期限が過ぎているもの
- ・バーコードが印字されていないもの
- ・バーコードが読み取れないもの
- ・1通で金額が30万円を超えるもの

生活・環境

連休期間中のごみ収集

☎廃棄物対策課 ☎内線677または各地域庁舎市民福祉課へ

■連休期間中のごみ収集

4月29日(金)…通常収集します

5月3日(火)・4日(水)・5日(木)…収集しません

◆ごみは決められたごみステーションに

ごみステーションは各町内会で費用を負担し、設置・管理しています。ごみは所属する町内会のごみステーションに、指定された時間までに出してください。他の町内には出せません。

◆資源回収運動に参加しましょう

本市では、事前に登録した子供会、町内会等の団体に対し、回収量に応じて報奨金を交付しています。

回収品目の「古紙類」には、新聞、雑誌、ダンボールなどのほか、「雑がみ」として、ティッシュペーパー・お菓子などの箱、トイレトペーパー・ラップの芯などが含まれます。ごみの減量と貴重な資源のリサイクルにご協力をお願いします。

移転しました

消防署北分署

☎消防本部総務課 ☎22 - 8330

消防署駅前分署は3月25日に移転し、名称を消防署北分署と変更して業務を開始しています。

■新所在地 〒997 - 0013
市内道形町12 - 17
☎22 - 2131
(電話番号は変更ありません)

狂犬病予防注射は毎年春(4月~6月)に受けましょう

飼い主には、犬の登録と狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。▼4月・5月に全地域で集合注射会場を設けます(注射料金3,200円)登録済みの方には3月末に案内ハガキを送付しています。日時・会場等は案内ハガキ・市HPでご確認ください(都合に合わせてどの日時・会場でも注射

ない幼鳥を見掛けることがあります。親鳥が近くにいるため、救護をしないでそのまま見守ってください。巣から落ちたヒナも同様です。☎本所農山漁村振興課 ☎内線559または各地域庁舎産業課へ

を受けることができます)▼犬を飼う場合は市への登録が必要です(新規登録料金3,000円)注射会場でも新規登録や登録事項の変更手続きができます。他市町村から転入した方は、前所在地での鑑札をお持ちください(なくした方は別途1,600円が必要)▼狂犬病予防注射・新規登録は動物病院でも行えます 案内ハガキをお持ちの上、個別にお受けください(料金は各動物病院にご確認ください)▼共通 ☎健康課(にこふる) ☎内線362または各地域庁舎市民福祉課へ 他犬を制御できる方がリード等準備をしておいでください

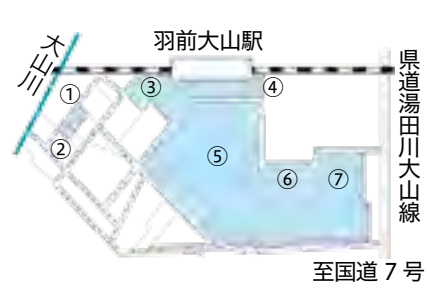
紙おむつ等購入費助成事業で紙おむつを配達する事業所を募集します

■募集要件 ▼鶴岡市競争入札参加資格を有し所在区分が市内または準市内であること ▼紙おむつ等排せつ関連用品を取り扱っている事業所であること(紙おむつと尿とりパッドの取扱いは必須) ▼市内一円に配達可能であること ■業務開始 9月配達分から

■分譲価格 1㎡当たり1万5,800円~1万6,700円 ■助成制度

鶴岡市大山工業団地分譲のお知らせ

甲5月13日(金)まで本所長寿介護課 ☎内線193へ



- ① 1,642㎡
- ② 852㎡
- ③ 1万4,143㎡
- ④ 1万1,462㎡
- ⑤ 6万6,547㎡
- ⑥ 2万5,134㎡
- ⑦ 2万5,201㎡…埋蔵文化財の調査中

2,000㎡以上を取得した場合、取得価格の2分の1(上限3億円)☎鶴岡市開発公社 ☎22・9069または本所商工課 ☎内線593へ